

2017年10月20日

一般社団法人日本自動車リース協会連合会

## ASBJ 収益認識に関する会計基準 パブリックコメント

### 質問 2（適用範囲に関する質問）

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

収益認識会計基準案第 3 項において、「リース取引に関する会計基準の範囲に含まれるリース取引は除外」とされていることに同意する。ただし、第 97 項の「なお、本会計基準では、割賦基準により収益を認識することは認められていないが、当該内容は、リース取引の貸手の会計処理に影響し得る。」という表現は削除頂きたい。リース取引に関する会計基準の範囲に含まれるリース取引に収益認識会計基準が適用されるとの誤解をまねく。

### 質問 3（会計処理に関する質問）

**（質問 3-1）収益の認識基準（収益認識会計基準案第 16 項から第 42 項、収益認識適用指針案第 4 項から第 22 項）に関する質問**

本公開草案では、IFRS 第 15 号を基礎として、契約と履行義務を識別し、履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しないときは、その理由をご記載ください。

収益認識適用指針第 17 項および 20 項に例示されている履行義務の充足に係る進捗度の見積りの指標のうち「経過期間」を採用した場合、契約期間にわたって定額で収益認識することを想定していることを確認したい。また、ここに記載されている指標はあくまでも例示であって、これらに限定されるものではないことを明示願いたい。

**質問 4（代替的な取扱いに関する質問）****（質問 4）重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項）に関する質問**

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

企業会計基準委員会は会計基準設定主体であり、税法については何ら権限を有しないことは理解しているが、割賦について税務当局との調整をお願いしたい。

法人税制には「資産の長期割賦販売等」の規定があり、当該規定は延払基準の方法により経理することとされている。一方、今回の収益認識基準で割賦販売における割賦基準に基づく収益計上は認められなくなるため、会計と税制の整合性が取れない結果になる。

現行の割賦基準に基づく収益計上は多くの企業で実施されており、税法との整合性が取れないと大きな混乱が生じる可能性が高い。会計と税制の整合性が取れない限り、割賦基準に基づく収益計上の代替的な取扱いを認めるべきである。

**質問 6（適用時期に関する質問）****（質問 6-1）適用時期に関する質問**

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記述ください。

現在提案されている内容のまま本草案が施行された場合、非常に複雑で広範囲に及ぶシステム開発や社内の体制作りが求められることが予測される。また、開示（表示および注記事項）については「適用時期までに検討する」（第 133 項）となっており、改定に係るシステム要件定義を行うことができない。現段階で対応をしなければならない事項が不明瞭であり、段階を踏んでのシステム開発や社内の体制作りが求められることが想定されるため、現在提案されている適用時期までに社内体制やシステム対応が完了することは極めて難しく、適用開始時期を平成 35 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用するよう適用時期を後ろ倒しして頂きたい。また、元号の変更が予定されており、適用開始時期等日付を西暦に変更されることを要望する。

以上